

第3号（2022年3月号）

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

チャイナ ビジネス マンスリー(CBM)

CHINA BUSINESS MONTHLY

本年1月よりスタート致しました「チャイナビジネスマンスリー」の第3号をお届けいたします。第3号では中国が押し進める「標準化」について、昨年後半に発表された国家標準化発展要綱等を踏まえた取り組みを取り上げさせていただきます。その他、創刊号で取り上げたカーボンニュートラルについてそのロードマップについて追報いたします。今回の外部寄稿は中国企業の対日進出について取り上げます。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いテーマをみずほがキュレーター役となって毎月お届け致します。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

<CONTENTS>

- チャイナビジネスにおける直近のトピックス
- エグゼクティブサマリー(以下3つのテーマごとの1枚概要版です)
- 中国の脱炭素へ向けたロードマップ
- 中国系企業の対日進出と新領域における日中企業連携について
- 中国の標準化領域の概観と今後の展望
～「国家標準化発展要綱」等の発表を踏まえて～

(発行日:2022年3月8日)

2022年3月

<チャイナビジネスにおける直近のトピックス>

MIZUHO

中国営業推進部

2021年の実質GDP成長率が前年比8.1%となったことを国務院が発表（1月17日）。東京オリンピックに続きコロナ禍での開催となった北京オリンピック（2/4-20）も無事終了し、北京パラリンピック（3/4-13）期間へ。期間中はロシアプーチン大統領等来賓との会談を実施。全人代（3/5-）に続き、秋には5年に一度の党大会といった重要日程が控える。

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は先月号までに取り上げたトピックス ・紫字は今後注目したいトピックス

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	サステナ/SDGs (CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等)		
	米中関係、日中関係 (対外経済環境)		
	サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法		
	共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育 (学習塾) ・法治化 ・ 収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序		
	・RCEP/CPTPP ・電力問題 ・米国上場/香港上場 ・長三角一体化 ・大湾区 (GBA)	・ デジタル人民元 ・ 標準化 ・資本市場 ・海南自由貿易区 ・越境EC	・コロナ対策 ・人口・高齢化 (戸籍制度) ・三農対応 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・中小零細企業支援

集団学習 ※1	国際発信の強化・改善 (第30回2021/5)	第14次五ヶ年計画重点事項 エコロジー文明 (第27回2021/1) (第29回2021/4)	社会保障 (第28回2021/2)
	共産党の伝統 (第31回2021/6)	バイオセキュリティガバナンス デジタル経済 (第33回2021/9) (第34回2021/10)	法治体制 (第35回2021/12) カーボンニュートラル (第36回2022/1)
パブコメ ※2	人権 (第37回2022/2)	独禁法 (2021/10/23~11/21) 国内企業の国外での証券発行・上場に関する管理規定 (2021/12/24~1/23) 会社法 (2021/12/24~1/22) 金融商品ネット販売管理弁法 (2021/12/31~1/31) 配達市場管理弁法 (2022/1/7~2/5)	新型オフショア貿易の発展 (2021/11/11~11/26) インターネット安全管理条例(2021/11/14~12/13) アプリデータサービス管理規定 (2022/1/5~1/20) インターネット情報サービス深度合成管理規定 (2022/1/28~2/28) 工業と情報化分野データ安全管理弁法(試行) (2022/2/10~2/21)
	陸地国境法 (2021/10/23) 党百年の重大な成果と歴史的経験 (2021/11/11)	対外貿易の第14次五ヶ年計画 (2021/11/18) 中小企業への支援の強化 (2021/11/22) ビジネス環境の創新地域の試験的展開 (2021/11/25) 不動産PJの合併・買収に対する金融サービスの強化 (2021/12/20) 輸入食品の域外生産企業の登録管理 (2021/12/13) 製造業の秩序ある移転の促進 (2021/12/25) ネガティブリスト(2021年版) (2021/12/27) 第14次五ヶ年デジタルエコノミー発展計画 (2022/01/12) 国内取引と貿易の事業環境の一体化 (2022/01/19) 深圳における中国特設社会主義先行示範区の建設、 市場参入規制緩和 (2022/01/26) 「14.5」市場監督管理現代化計画 (2022/01/27)	新時代高齢事業の強化 (2021/11/18) 企業環境情報開示規則 (2021/12/21) 第14次五ヶ年国家情報化計画 (2021/12/27) 個人所得税優遇政策の延長 (2021/12/31) ネットワーク安全審査弁法 (2022/01/04) アルゴリズム推奨管理規則 (2022/01/04) 消費促進に係る十つの措置 (2022/01/16) プラットフォーム経済の持続可能な発展 (2022/01/18) グリーン消費促進策 (2022/01/21) デジタル農村発展行動計画 (2022/01/26) 統一電力市場の構築 (2022/01/28) 行政許可事項のリスト管理 (2022/01/30) 「14.5」農業農村近代化計画 (2022/02/11)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2021/11以降)

<エグゼクティブ サマリー> 中国の脱炭素へ向けたロードマップ

MIZUHO

みずほ銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー部
郭 嘉賓

1. 2021年10月「2030年までの炭素排出ピークアウト行動プランに関する通知」が公布され、中国の脱炭素へ向けた具体的なロードマップが示された。
(2020年9月に2030年までの炭素排出量のピークアウト、2060年のカーボンニュートラルを表明したものの行動計画との位置付け)
2. 全世界の炭素排出量のうち28%を中国が占める。部門別では発電・熱供給、工業部門で約79%を、エネルギー別では石炭が58%を占める点の特徴。
3. 各国のカーボンニュートラルの達成時期目標
2035年:フィンランド
2040年:アイスランド、オーストラリア
2045年:スウェーデン
2050年:日本、アメリカ、ドイツ、英国、フランス、韓国ほか
2060年:中国
4. 非化石エネルギー消費割合を20%、2030年までには25%、2060年までには80%とするなど段階的に数値を伴った目標を設定している。
5. ピークアウトを達成するために10の行動を定め、法整備を行うとともに、国際協力に関しても、「気候変動に関する国際連合枠組条約」及び「パリ協定」へも全面的に参加するとしている。
6. 脱炭素へ向け重要である発電部門については、現状石炭が48%と依然として高い水準にあり、今後風力・太陽光を増やしていく計画。
7. 環境目標を満たすだけの大規模な電力制限等は避け、経済発展目標と両立を実現していかなければならず、難しい舵取りが続く。

以上

(P5～本文所要時間約5分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国企業の対日進出と 新領域における日中企業連携について

MIZUHO

競天公誠律師事務所

苗曉艷

TMI 綜合法律事務所

上海代表処 山根基宏

1. 日本に進出している外資系企業 2808 社のうち中国企業は 317 社でアジアの中では最多。(2020 年経済産業省データ)

2. 中国企業による日本進出の3つのトレンド

① 日本マーケットの開拓

(ex : 通信、太陽光発電、シェアリングエコノミー、越境 EC、モバイル決済)

② 日本の技術、管理経験、ブランド、製造能力の獲得

(ex : 新エネルギー、AI、半導体、ヘルスケア、環境保護)

③ 中国からのインバウンド需要関連

(ex : 免税店、温泉旅館、医療ツーリズム)

3. 最近の潮流

① 既存の代理店や事業提携先に資本参加

② 新規事業提携のために資本参加

③ 中国のベンチャー企業への投資

4. 中国本土からの直接投資は 2010 年の 4 億ドルから 2020 年の 70 億ドルへと17.5倍。米国向け(910 億ドル)、シンガポール向け(420 億ドル)、韓国向け(90 億ドル)よりも少ない理由は日本の投資手続きの煩雑さ等もあるが、シンガポール、香港、ケイマンなどオフショア経由のスキームによると考えられる。

5. 中国企業の日本進出時の特徴として、在日中国人の層が厚いこと、それに伴い

中国側で対外投資に関する正規の手続きを踏まずに在日中国人等の個人的な資金融通で日本拠点が設立されることもある。また日本企業に対する漠然とした信頼感と中国側投資者のコスト意識からしっかりとしたデューデリジェンス(DD)や契約書が締結されないまま買収が行われるケースもある。実際に問題が発生したケースもあり外部専門家等のサポートによるリスクマネジメントを検討すべき。

以上

(P12~本文所要時間約4分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国の標準化領域の概観と今後の展望

MIZUHO

みずほ銀行
中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕

1. 「標準化」は従来、知的財産権の範疇において政策的に重要視されてきたものであるが、従来の工業分野中心から社会システム、SDGs・環境分野などにも拡張しており、世界的に競争が激化している。
2. 中国においては、2015年の「中国製造2025」以降多くの分野にわたって政策展開がなされてきており、直近2021年10月「国家標準化発展要綱」、同年12月「第14次五ヶ年計画における国家標準システム建設計画」と重要かつ総合的な内容が発表されており、本稿において詳述する。
3. 「国家標準化発展要綱」では2025年まで、2035年までそれぞれの発展目標が定められるとともに、7つの実施事項が定められた。その中で政府主導の標準づくりから市場との対話を重視することや、国際標準を中国でも積極的に採用し、相互承認を高めることも示されている。中国はISO(国際標準化組織)、IEC(国際電気標準会議)への関与も強めている。
4. 「第14次五ヶ年計画における国家標準システム建設計画」では第14次五ヶ年計画の期間である2025年までの6つの具体的な目標が示されている。
5. 環境分野(グリーン)、スマート製造の分野については、日米欧との競争が最も激しい分野であるが、中国は既に5G分野などで先行するとともに、標準化について戦略的に取り組んでおり、体制整備にも注力。
6. なお、日本においても経産省と特許庁から標準化戦略にかかる啓蒙資料等が多数公表され、注力されるもの。

以上

(P17～本文所要時間約7分)

中国の脱炭素へ向けたロードマップ

みずほ銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部 郭嘉賓
Email : Jiabin.Guo@mizuho-cb.com
Tel : +86-21-3855-8888 (Ext:1153)

中国国務院は2021年10月26日に、『2030年までの炭素排出ピークアウト行動プランに関する通知』（[国务院关于印发2030年前碳达峰行动方案的通知](#)）（国発[2021]23号、以下『行動プラン』）¹を公布しました。30年のピークアウトに向けて、重点任務である「10の行動」、国際協力、国内法規制体系の構築等について明確にしました。

□ 公布の背景

世界規模で深刻化する気候変動に対し、世界各国が連携し、自国の温室効果ガス排出の削減への取り組みを強化しています。世界最大の温室効果ガス排出国である中国も2009年に行われた第15回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）で初めてコミットメントを発表したあと、15年のCOP21、20年の国連総会一般演説においても、中国の排出削減目標を引き上げながら公約を掲げてきました。

中国共産党中央委員会及び国務院は、今回の『行動プラン』の公布に先駆けて、同月24日に『新発展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルを実現させることに関する意見』（[中共中央 国务院关于完整准确全面贯彻新发展理念做好碳达峰碳中和工作的意见](#)）

（以下、『意見』）²を公布し、2025年、30年、60年それぞれの明確な段階的目標を示しています。今回の『行動プラン』は、『意見』に則り、30年までの各目標達成のための具体的な行動プランを定めています。

□ カーボンニュートラルに関する中国のコミットメント

【図表1】カーボンニュートラルに関するコミットメント



（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『行動プラン』の原文は下記リンクご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/26/content_5644984.htm

² 『意見』の原文は下記リンクご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/24/content_5644613.htm

上図の通り、中国では以前から炭素排出の削減（**碳减排**）への取り組みが行われており、国際社会に対するコミットメントも徐々にレベルアップしてきています。

2020年9月22日に中国の習近平国家主席は第75回国連総会における一般演説において、「中国はより強力な政策と措置を講じ、2030年までに炭素排出量のピークアウト達成、2060年のカーボンニュートラル実現のために努力する」と初めて表明しました。脱炭素の行動に関し先行していた欧州諸国に加え、中国も先進国に足並みを揃えたこととなります。なお、世界各国のカーボンニュートラルの時期目標一覧は次葉図の通りです。

【図表2】各国のカーボンニュートラル目標達成時期目標

2035年	フィンランド
2040年	アイスランド、オーストラリア
2045年	スウェーデン
2050年	日本、アメリカ、ドイツ、英国、フランス、韓国、ニュージーランド、アイルランド、デンマーク、ハンガリー、スペイン、オランダ、ポルトガル、カナダ、チリ、フィジー、スイス、ノルウェー等
2060年	中国

（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

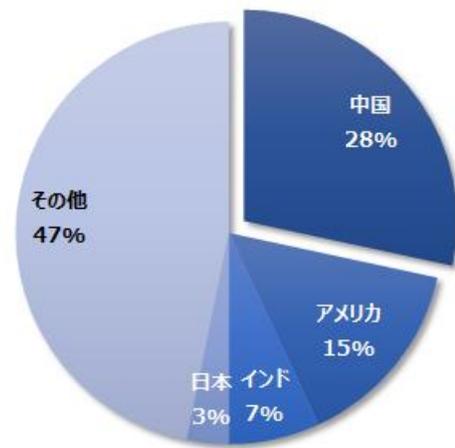
□ 中国炭素排出の現状

中国のエネルギー資源は「石炭が豊富で、石油と天然ガスが乏しい（**富碳貧油少气**）」という特徴があり、石炭及び石炭火力発電への依存度が高いのが現状です。膨大な人口と自動車保有台数を抱えていることもあり、炭素排出量シェアは世界最大となっています。

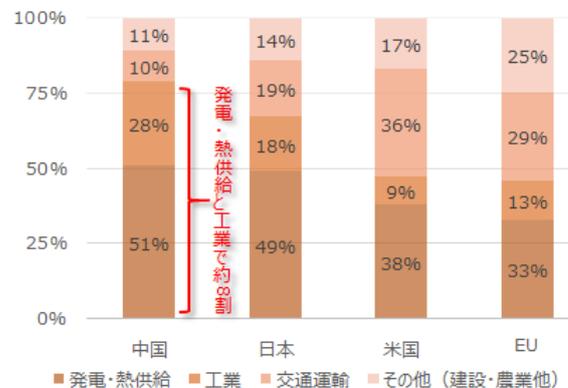
国際エネルギー機関 IEA のデータによると、2018年通年の中国炭素排出源構成比において、発電・熱供給（51%）と工業（28%）は先進諸国を大きく上回っています。また、2019年通年の一次エネルギー消費構成では、石炭（57.7%）、石油（18.9%）と大きな割合を占めています。

2060年のカーボンニュートラルを実現するには、クリーンエネルギーの占める割合を85%以上まで高める必要があります。安永会計士事務所（EY）のレポート³によると、2030年時点でクリーンエネルギー設備容量は全体（約38億kW）の約7割に達することから、今後10年間のクリーンエネルギー新規設備容量は16億kWに達し、2020～2030年の年間複合成長率は約10.5%に達する必要があります。

【図表3】各国・地域の炭素排出量シェア(2018)



【図表4】炭素排出源構成比の比較



（IEA等の資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

³ 『双碳背景下中国能源行业转型之路』、2021年7月27日公布。

□ 中央政府の計画発表及び取り組み

➤ 指導意見及び計画

2020年9月の習近平国家主席の発表を受け、国務院は21年2月22日、『健全なグリーン低炭素循環型経済発展システムの構築加速に関する指導意見』⁴（[国务院关于加快建立健全绿色低碳循环发展经济体系的指导意见](#)、国発[2021]4号）を公布し、グリーン低炭素循環型成長の実現に向けて、生産、流通、消費、インフラ、グリーン技術、法律法規の6つの分野と85項目の重要任務及び主導的企業を明確にしました。

さらに、2021年3月11日、第13期全国人民代表大会第4回会議で採択された『中華人民共和国国民経済と社会発展のための第14次五か年計画及び2035年へ向けた目標』⁵（以下、『第14次五か年計画』という）では、**炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルが初めて国家計画として記載**されました。

また、2020年12月16～18日に行われた「中央経済工作会議」においても、炭素排出のピークアウトとカーボンニュートラルに係る具体的な任務を**2021年の8大重要任務の一項目として確定**し、炭素排出削減に本格的に取り組む明確なシグナルを発しました。

【図表5】中央政府の計画発表

『第14次五か年計画』（抜粋）	「中央経済工作会議」（2021年の8大重要任務の一つ）
<ul style="list-style-type: none">✓ エネルギー資源の配置をさらに効率的に、利用効率を大幅に引き上げる。単位GDPあたりのエネルギー消費を13.5%、炭素排出量を18%引き下げ、主要汚染物質排出総量を引き続き減少させ、森林カバー率を24.1%まで引き上げる✓ 気候変動対応における国としての自主的貢献目標の達成に向け、2030年までの炭素排出のピークアウトのための行動プランを制定。エネルギー消費総量と炭素強度のダブル管理制度を整備し、化石エネルギー消費を重点的に抑制。条件を有する地方や重点業界、重点企業が率先して炭素排出ピークアウトの実現を支援。工業、建設、交通等の領域で低炭素化を深化させる✓ 2035年に向けた長期目標：炭素排出ピークアウト実現以降も穏やかに削減を続け、生態環境を根絶的に好転させ、美しい中国建設目標を概ね実現	<ul style="list-style-type: none">✓ 2030年までの炭素排出ピークアウト、60年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みをしっかりと行い、それぞれの達成に向けて努力✓ 2030年までの炭素排出ピークアウトのための行動プランを制定し、条件を有する地方が率先して炭素排出ピークアウトの実現を支援✓ 産業構造、エネルギー構成の最適化を急ぎ、石炭消費のピークアウトをできるだけ早く達成。新エネの発展に注力✓ 大規模な国土緑化を展開し、エコシステムの炭素吸収能力を向上させる

（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『第14次五か年計画』の公布を受けて、各省は省の『第14次五か年計画』にも新エネルギーに関する計画を組み入れました。北京、上海、江蘇等20省（市）では、各自の行動プランの研究と制定を明確に打ち出しており、さらに上海、広東、海南等8省・市では、省全体または一部都市や業界において率先して地域としての炭素排出ピークアウトを実現する目標まで掲げました。

一方で、炭素排出削減目標の達成を重点としながらも、地方政府が実績を急ぐあまり、過度に生産能力削減をすることで経済にもたらす悪影響にも警戒しています。2021年7月30日に行われた中国中央政治局会議では今年下期の重点的作業について、「なるべく早く2030年までの炭素排出ピークアウト行動プランを制定し、全国統一の行動計画を通じ『先立後破』に推進する」と打ち出しました。『先立後

⁴ 『指導意見』の中国語原文は下記リンク参照：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-02/22/content_5588274.htm

⁵ 『第14次五か年計画』の中国語原文は下記リンク参照：

http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm

『破』とは、汚染企業を安直に排除せぬよう、既存企業に経過期間と余地を与え安定させながら（先立）、環境保全技術の導入を通じた炭素排出削減を促す（後破）ことを指します。

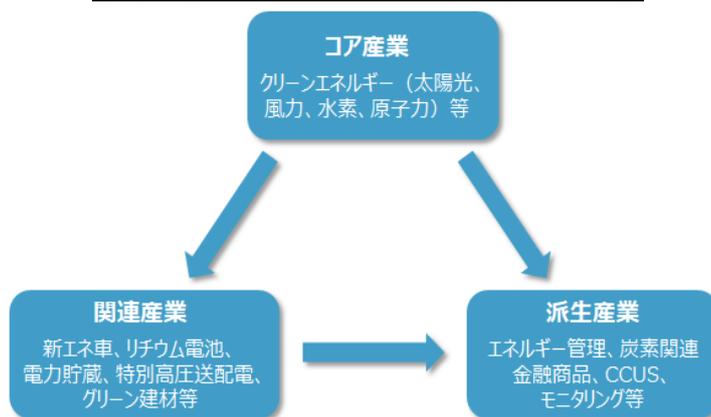
火力発電企業には大量の資金と技術が投下されていることから、これら企業の排除もしくは融資中断、貸し剥がし等が起きれば、関連企業にとどまらず、中国の経済全体に波紋が広がる恐れがあります。当局は今後も継続的に炭素排出削減の達成と経済・産業の発展のバランスを見極めながら、施政していくと思われま

➤ **具体的な取り組み**

カーボンニュートラルの関連産業に関し、右図のような産業に影響があるとみられています。なお2021～2030年の主要目標として①炭素排出のピークアウト、②エネルギー使用効率の向上、③炭素強度の引き下げ、④発電と工業分野での石炭消費の削減、⑤クリーンエネルギーの大幅な発展、⑥ガソリン車から新エネルギー車への代替の持続推進等が掲げられています。

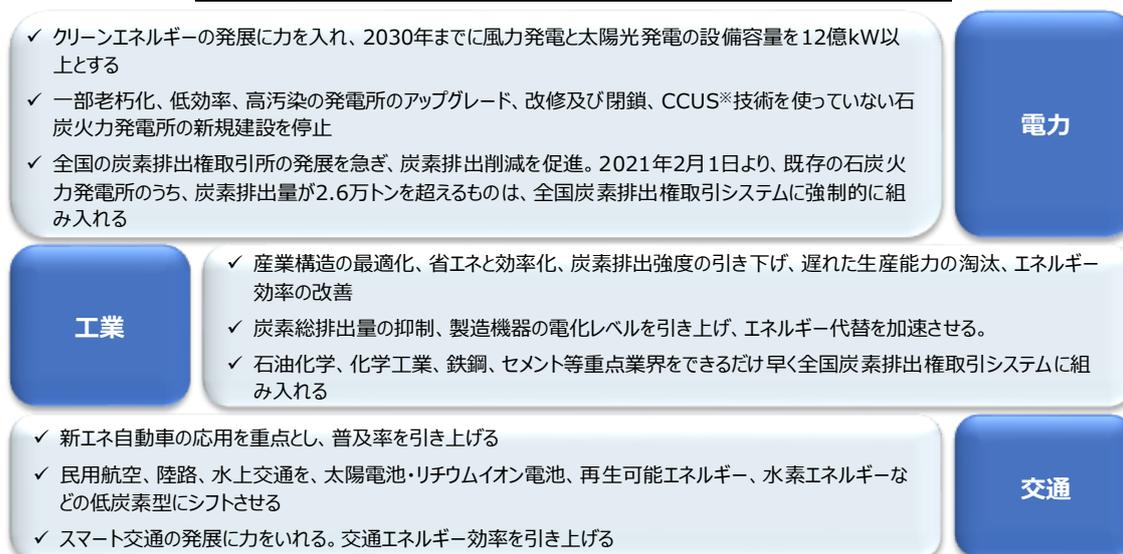
以下電力、工業、交通の3大炭素排出分野における排出削減での取り組みが推進されます。

【図表6】カーボンニュートラル関連産業の分類



(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表7】3大炭素排出分野における排出削減に向けた取り組み



※CCUS(“Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage”)とは”二酸化炭素の回収・貯留技術を指す
(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

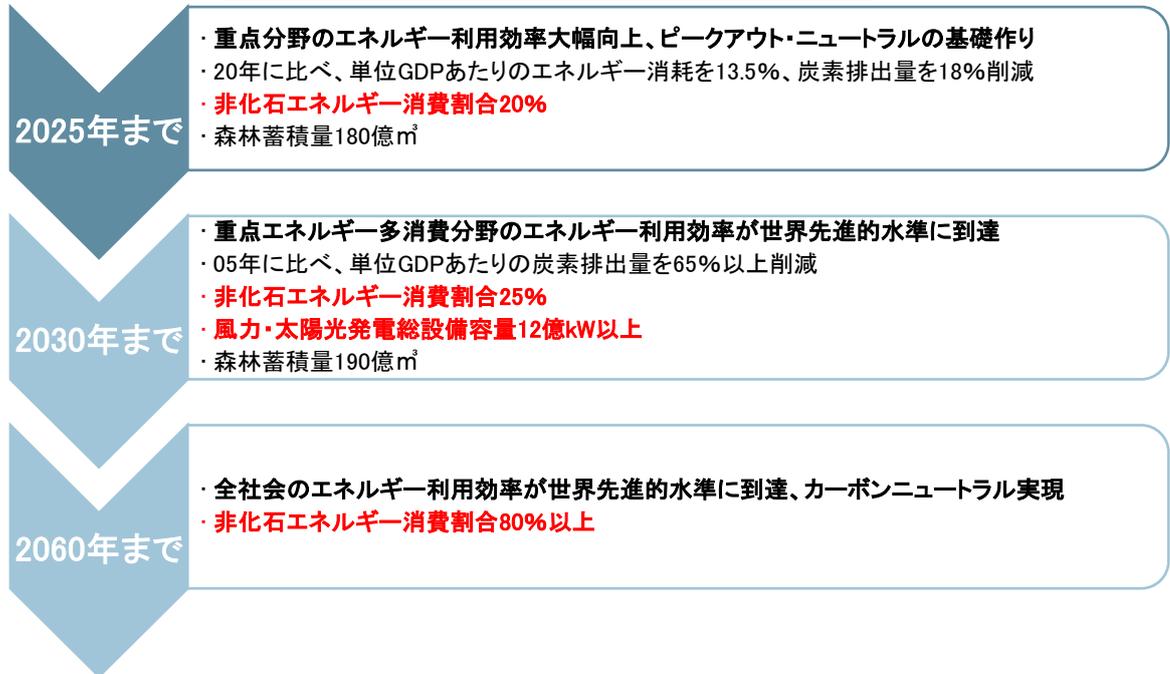
□ **中国の脱炭素ロードマップ**

以下にて、中国の『意見』及び『行動プラン』により明確化された中国の脱炭素ロードマップについてまとめます。

目標

『意見』では、2025年、30年、60年までそれぞれの段階的目標が明示されています。『行動プラン』は30年のピークアウトに焦点を当て、25年と30年の目標のみを示し、内容も基本的に『意見』の内容を踏襲しています。以下は『意見』に基づいて作成しています。

【図表8】中国カーボンニュートラルの段階的目標

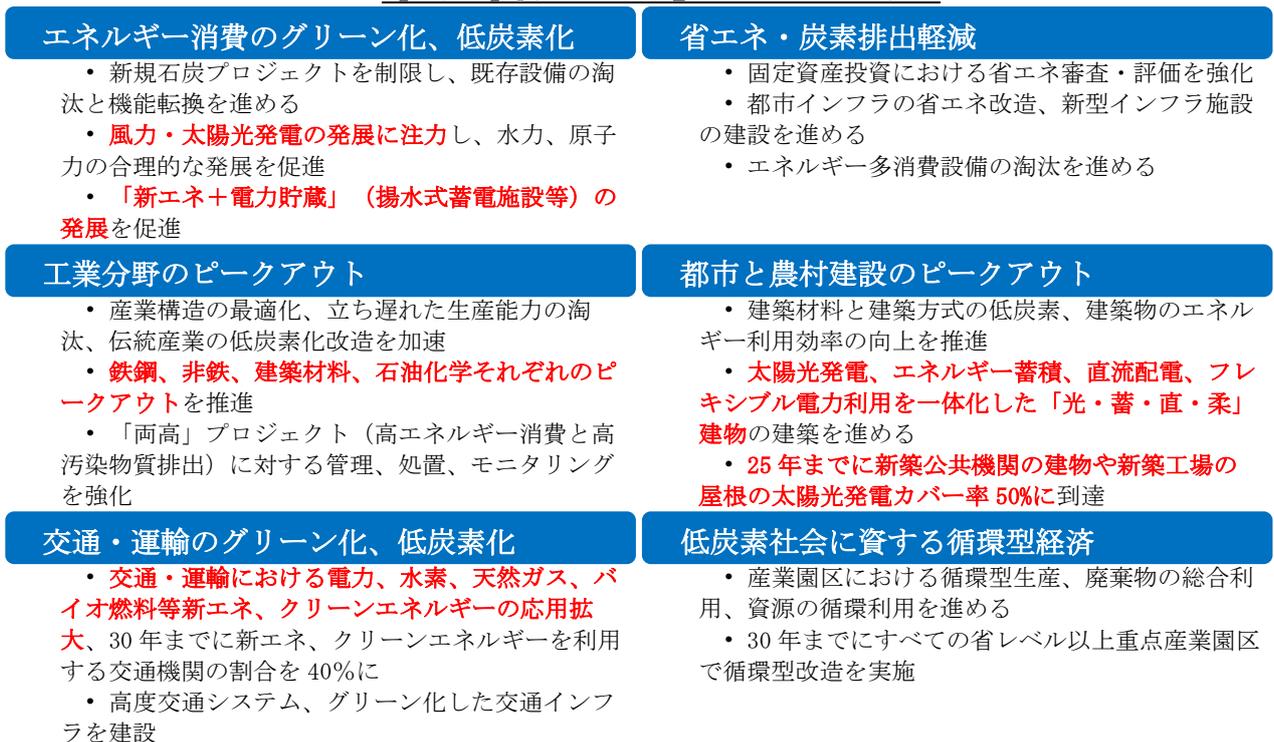


重点任務——10の行動

(『意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『行動プラン』では、炭素排出ピークアウトを達成するための10の行動を定めています。以下をご参照ください。

【図表9】『行動プラン』における10の行動



科学技術革新

- 低炭素・ゼロカーボン・カーボンシンク関連コア技術の難関突破、**複雑な電力システムの安全稼働、大容量風力、高効率太陽光、大容量エネルギー貯蔵、再エネ水素製造・カーボンシンクの低コスト化等技術の革新**
- 国家レベル実験室等の建設、関連人材の育成

全国民参加

- 関連基礎知識教育を通じ、国民の意識向上を図り、低炭素ライフスタイルを推奨
- 炭素排出軽減に係る企業の社会責任履行を促進

炭素吸収能力向上

- 生態システムによる炭素吸収能力の強化と向上、森林・湿地・海洋保護、生態修復等を進める
- 「太陽光+農業」、「海上風力+海上牧場」等の低炭素農業モデルを推進

全国各地域のピークアウト

- 「**京津冀**」「**長江デルタ**」「**広東・香港・マカオ**」等重要戦略地域は**率先し経済発展のグリーン化を進め**、中西部・東北地区はエネルギー構造を最適化
- 省・自治区・直轄市人民政府は国家方針に従い、当地の資源環境、産業配置、発展状況を踏まえた、実現可能なピークアウトスケジュール、ロードマップの策定を要請。**軽率な電力制限・生産制限の実施を禁止**

(『行動プラン』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

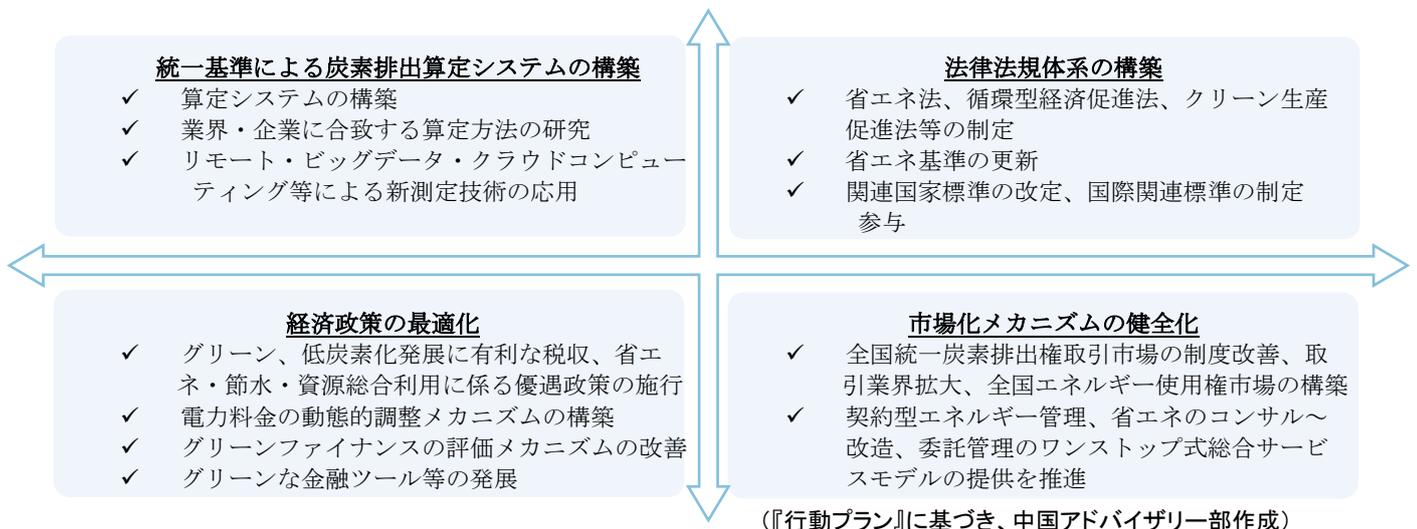
国際協力と国内法規制体系構築

国際協力に関し、『行動プラン』では「気候変動に関する国際連合枠組条約/UNFCCC」「パリ協定」の全面的履行を推進するよう深く関わり参与するとしており、一帯一路の関係国と共同でのグリーンインフラ、グリーンエネルギー、グリーンファイナンスにおける協力の強化等についても言及しています。

関連国際スタンダードとの協力を強化し、相互評価・承認を進め、再生可能エネルギー、エネルギー貯蔵、水素、炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）等に係る共同研究や技術交流の展開、国際熱核融合実験炉（ITER）等への積極的な参与についても明記しました。

一方で、国内政策に関し、下記4方面から法整備を整う予定としています。

【図表 10】 国内法規制体系構築



□ 中国非化石エネ設備容量及び消費の現状

発電設備容量については、2021年10月22日付発表の中国電力企業連合会のレポート⁶によれば、21年9月末時点の火力と非化石エネそれぞれの発電設備容量は右図の通りとなっています。現時点では、

⁶ 「2021年三季度全国電力供需形势分析预测报告」
<https://www.cec.org.cn/detail/index.html?3-302150>

設備容量ベースで石炭が占める割合は前年同期から 3.3% 減少し 47.9% となり、非化石エネは 3.3% 増加し 45.7% となっていますが、年末時点で非化石エネは割合で石炭のそれを初めて上回る可能性があると言っています。

なお、『意見』及び『行動プラン』が掲げた目標によると、2030 年までに風力・太陽光発電総設備容量 12 億 kW に達するとしています。そこから逆算するとまだ 6.2 億 kW の引上げが可能であることから、今後はこの 2 つの発電設備が大幅に発展して行くことが予想されます。

一方で、非化石エネの消費に関して、10 月 27 日、国务院新聞弁公室公布の『気候変動に取り組む中国の政策と行動』（中国应对气候变化的政策与行动、白書）⁷によると、2020 年末時点で 15.9%（前年比 0.6% 上昇）に達しており、05 年と比べて 8.5% 上昇しましたが、25 年の 20%、30 年の 25%、60 年の 80% 目標達成までには険しい道のりが残っています。

□まとめ

中国の 1 人当たり GDP は 1 万米ドルを超えましたが、日本の 4 万米ドル、アメリカの 6.4 万米ドルとはまだ大きな差があり、中国が「第 14 次 5 年計画」にて掲げた「35 年に 1 人当たり GDP を中等先進国並みにする」という目標の達成には、今後も経済成長を一定に保ち生産能力を持続的かつ大幅に向上させる必要があります。パフォーマンス重視で非現実的な目標を掲げたり、生産能力を損なうような行動（環境目標を満たすだけの大規模な電力制限等）は避けなければならないと考えます。

炭素排出軽減に関しては、2020 年のコミットメントの目標を維持した内容となっています。今後も中国政府は経済発展目標の達成と炭素排出軽減の両立を実現するために、全国目標の達成と各地方政府の執行状況・効果を見つつ施策していかねばならないという難しい舵取りが続くと思われます。

今回の「10 の行動」では、風力・太陽光発電、エネルギー貯蔵が重点的に取り上げられており、支援政策の公布により関連産業の成長が見込まれています。今年 8 月の全国規模の電力制限の影響もあり、すでに工場の屋根に太陽光パネルを設置し、将来的の電力制限に備えつつ、自社製品をクリーンエネルギーで生産する行動に出ている会社も見られます。今後は中国の炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの取り組みが進化していくとともに、発電・貯蔵に係る会社にとどまらず、電力を使う全業種の企業に波及していくことでしょう。

今回公布された『意見』及び『行動プラン』は、直近の G20、COP26 を意識して公布された可能性もあると言われています。新たに発表されたものは多くはないものの、30 年のピークアウトにフォーカスしており、関連指標やミッションをより具体化、明確化することで、今後、中央政府及び各部署が関連政策や規定を公布しやすくなったと言えるでしょう。引き続き、最新動向に注視していきたいと思えます。

以上

【図表 11】発電設備容量(9 月末時点)

種類	発電設備容量 (21年9月末)	前年同期比
火力	12.8億kW	3.9%
石炭	11.0億kW	2.4%
非化石エネ	10.5億kW	17.8%
水力	3.8億kW	5.0%
原子力	0.5億kW	6.8%
風力	3.0億kW	32.8%
太陽光	2.8億kW	24.6%

(中国電力企業連合会のレポートに基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁷ 『中国应对气候变化的政策与行动』
http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/27/content_5646697.htm

中国系企業の対日進出と 新領域における日中企業連携について

MIZUHO

競天公誠律師事務所

TMI 総合法律事務所上海代表処

Email : miao.xiaoyan@jingtian.com

Tel : +86-21-2613-6380

苗曉艷

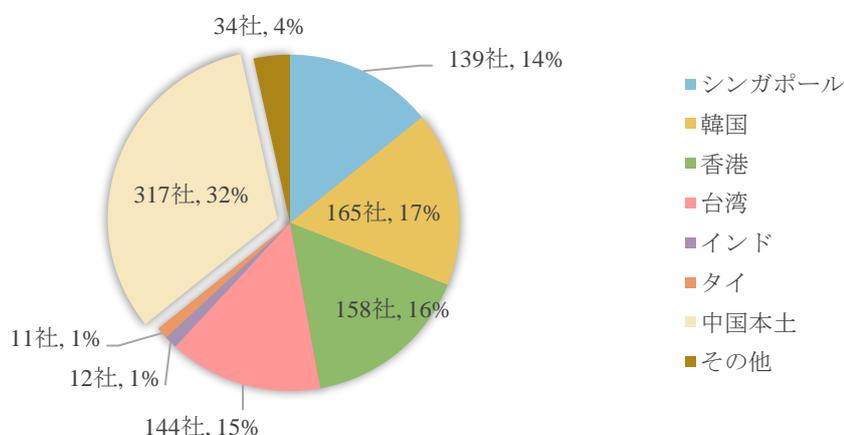
山根基宏

1. 中国企業の対日進出

(1) 近時のトレンドについて

日本経済産業省より公表された最新の統計データ（2020年）によると、2019年までに日本に進出している外資系企業の数には2808社ある中、アジア系からは全体の29.3%を占める822社が進出している。そのうち、中国は317社と、2位の韓国（165社）、3位の香港（158社）と比較しても、約2倍の実績がある。

日本に進出しているアジア系企業の数（2019年）



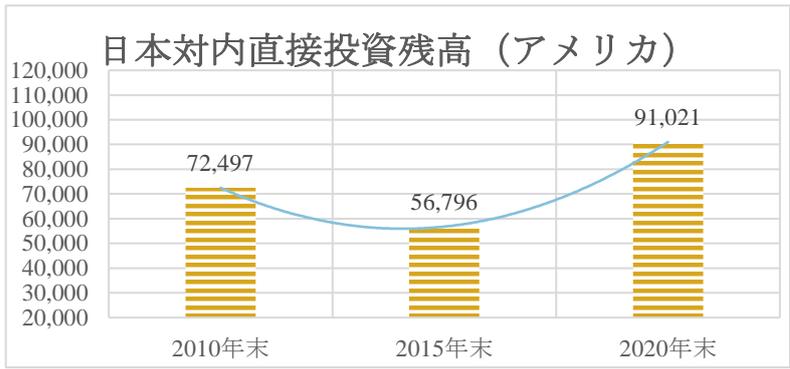
日本経済産業省第54回外資系企業動向調査（2020年）統計表

中国企業の日本進出の形態は、①日本国内マーケットの開拓、②日本の技術、管理経験、ブランドや製造能力の獲得、③中国からのインバウンド需要に関連したものの3種類の類型に分けられる。

このうち、①については、通信事業、太陽光発電事業、シェアリングエコノミー、越境EC、モバイル決済など、中国本社の先端的な技術、競争力のある製品や資金力をバックに、日本国内の市場を開拓し、競争力を持って事業展開がなされる例がみられる。

②については、新エネルギー、AI、半導体、ヘルスケア、環境保護など日本に先進技術がある分野において、企業買収や技術提携などの形で、技術を中国に導入し、中国事業のグレードアップを促進する例、また、資金力を生かして、日本の大手メーカーの不採算部門を買収する例、資金繰りの問題で研究開発を継続できない企業を買収し又は技術譲渡を受ける例や後継者難の中小企業を買収する例も多く見られる。

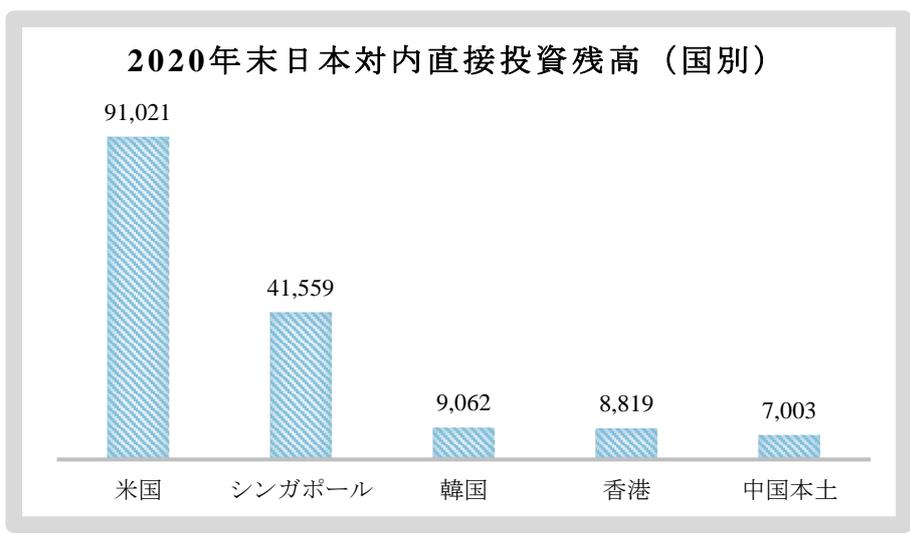
③については、免税店の経営、温泉旅館の買収のほか、医療ツーリズムでの提携など、盛んなインバウンド需要にターゲットを絞った進出がありました。また、コロナ禍が長引く中で、撤退事例も増えている。ジェトロの統計によれば、中国本土からの対内直接投資残高は、2010年末に399百万ドルであったのが、2020年末には7,003百万ドルとなっており、この10年間で約17.5倍となっている。これは、米国からの対内直接投資残高が、当該10年間で約1.25倍にしか上がっていないことと比べるとその伸びは歴然としている。確かに、この10年で日本での中国系企業の増加ぶりは、突出しているとお感じの方が多いと思われる。



単位：百万ドル

JETRO：直接投資統計-日本の直接投資（残高）

他方、金額的には、2020年末の数字では、例えば米国が91,021百万ドル、シンガポールが41,559百万ドル、韓国が9,062百万ドル、香港が8,819百万ドルとなっており、これらよりも小さい中国本土の7,003百万ドルという数字は、一見奇異に映るかもしれない。



単位：百万ドル

JETRO：直接投資統計-日本の直接投資（残高）

統計上中国本土からの対内直接投資額が過少に見える原因としては、中国本土から対外投資を行うハードル（手続の煩雑さや投資先又は産業に関する制限など）が若干高いため、世界各地の税制優遇を受け、または海外で上場するスキームを構築するために、シンガポール、香港、ケイマンや BVI などのオフショアに設立した拠点を通じて、日本など世界各地に投資することが多いためだと考えられる。

(2) リーガル面の留意点

中国企業による日本への進出については、日系企業による中国へ進出と類似のステップを踏む部分も多い反面、当職らが実際に取り扱った M&A や会社設立などの案件を通じれば、異なる点も多いと感じる。そのポイントは主に次の通りである。

- (a) 在日中国人の層が厚く、本国から駐在員を派遣せずとも、日本語と日本の習慣に通じた中国人に経営を任せることが容易である。特に、新型コロナ禍の影響で、会社設立の段階から、在日中国人や現地採用の日本人に任せきる傾向が顕在化している。
- (b) (a)と相まって、日本における銀行口座開設の煩雑化などを考慮して、中国側で対外投資に関する正規の手続を踏んで投資をするのではなく、個人的な資金融通を通じて、中国民間企業の日本拠点が設立されることが少なくない。
- (c) 日本の会社に対する漠然とした信頼感と、中国側投資者のコスト意識から、しっかりとした DD やその結果を踏まえた契約書が締結されないまま買収が行われる例が少なくない。

上記(a)については、経営が任せられる在日中国人や現地採用の日本人は、日本の商慣習を熟知している長所があるものの、日本の法律をよく理解しているとは限らない。当職らが相談を受けた事例では、日本の景品表示法に違反して広告宣伝活動を行い、消費者からクレームを受け、監督官庁から指摘されたものもあり、また、中国から輸入して日本で販売する製品について正しく消費税を納付しなかったため、消費税の修正申告などが生じて、中国本社の上場プランに重大な影響を与えた事例もある。

上記(b)のような状況から、外為法の届出がなされていない暗数も多く、それも、前期のジェトロの統計上、中国本土からの投資が少ないことの一因となっていると思われる。

近年来、集積回路や半導体の製造業へ投資する中国企業が増えているが、日本では、2019年8月改正外為法施行に伴い、コンピューター、スマートフォン、集積回路及び半導体を含む情報処理関連の機器・部品製造業種、情報処理ソフトウェア製造業種業、情報通信サービス関連業種が、事前届出義務の対象として追加された。別の代理人を起用した相手方がその状況を把握せずに、クロージングの直前になってから初めて当該義務の存在を認識し、やむを得ずクロージング日を延ばした事例もあった。

また、中国から日本への投資には、日本の外為法のみならず、中国側でも、対外投資に関する許認可を取得し、登記届出手続を履行する必要がある（実務上、「ODI届出」と呼ばれるが、投資先の所在地域又はセンシティブな産業が対象となる場合には認可制が適用され、そうでない場合には届出制が適用される）。ODI届出においては、投資先の所在地域や投資産業について制限がかけられるのみならず、株主の背景、

投資資金の適法性及び資産状況など総合的に審査されることになる。特に、中国の個人が実質的支配者である SPV を利用して海外で投資又は融資活動を行う場合には、外貨管理政策上、さらに厳しい制限を受けており（実務上、「37 号文登記」と称されます。）¹、また、各地の取り扱いにもばらつきがあるため、投資スキームを検討する際、法令政策及び実務上の運用状況をよく把握しなければ、適切な案を制定することが難しく、法務 DD や契約交渉を経て、いざクロージングとなった際に右往左往するリスクがある。

そのため、中国企業の日本企業 M&A 案件についても、日本企業による中国企業の M&A と同様、クロスボーダー取引に携わる日中両国の弁護士、会計士などの専門家が協同で対応して全面的なサポートを提供することで、成功を導くことができるといえる。

2. 日中企業連携の新たな流れ

従前は、日本企業がその資金力と技術力を生かして、製造拠点又は市場としての中国に進出するのが大きなトレンドであった。

90 年代までは、中国の法制度が未完備であり、かつ外資規制も多く、会社設立の許認可や土地の使用などについて、中国側パートナーの力が不可欠であることから、合弁が主流であった。それが、2001 年の中国の WTO 加盟以来、外資規制の緩和と相まって、独資での進出が主流となった。ところが、近時 5 年程度の傾向を見ると、再度、合弁形態が増えてきており、その多くがマイノリティ出資を選択している傾向がある。

以前は、日本企業が資金力と技術力に優れ、現地のリソース（土地、市場、地元のリレーションなど）を得る目的や、合弁形態を必要とする規制業種において、中国企業と合弁をしつつ、資本多数決で合弁会社を支配する目的による合弁形態が主流だったが、近時では、中国企業が資金力、技術力でも日本側を上回る中で、日本側からすれば、そのような中国企業との事業提携を強化する目的や、経営情報を得る目的といったニーズがあり、中国側からすれば、日本の会社の出資を受け入れて企業イメージ向上を図るとともに、日本市場進出の足掛かりを得るといったニーズがあり、それらのニーズが合致して、日本側がマイノリティ出資をする例が増えている。

① 既存の代理店や事業提携先に資本参加する例

広大な中国市場をエリアとする日系企業は、自前での拠点展開のコストや人員管理、商習慣対応（商業賄賂を含むコンプライアンスリスクの遮断など）などの点から、代理店経由での事業を行うことが多い。ただ、中国の消費者ニーズの高度化や、国内競合他社との競争激化に対応するため、より現場に近い機動的な提携を実現するため、マイノリティ出資を行い、人を派遣して、協力関係を強化するという例がある。

¹ 「国内居住者による特別目的会社を通じた国外投融資および迂回投資に伴う外貨管理関連事項に関する国家外貨管理局の通知（中国語：国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知）」

また、下請業者を買収したいものの、子会社にするには、日本側の資金が足りず、また、特に日本側が上場会社である場合に、コンプライアンス要求を満たすのが難しことから、マイノリティ出資をするという例もある。

② 新規事業提携のために資本参加する例

越境 EC や、情報ビジネスなどの新しい事業（日本側と中国側でそれぞれが役割を発揮する）の構築に当たり、日本企業が中国企業（その多くは、ベンチャー企業）にマイノリティ出資する例が増えている。特に、日本国内での新規事業に関わる場合には、日本のメディア企業のように、これまで中国への事業進出経験がない業界による新規投資という例もあり、新領域での連携が生じているといえる。

③ 中国のベンチャー企業に投資する例

従前から、IPO を目指して VIE スキームを組んだ中国企業に、日本企業がオフショアで投資をする事例はよく見られた。しかし、近時では、より初期段階のベンチャー企業である中国国内法人に対して直接、投資家として出資する例も増えている。ベンチャー企業への融資は、エンジェル投資家による投資、複数ラウンドによる投資家の投資を経て、上場を目指すという流れが一般的だが、上場直前までは有限公司の形式で融資を受けることが通常である。株式会社ではないために、オフショアでの融資のように、種類株の発行という形式をとることができず、関係当事者全員で株主間契約を結び、契約により、種類株発行と同等の効果を得ようとする対応がなされる。外商投資企業に対する商務委員会の審査認可制度が存在した 2016 年までは、出資額に応じた経営や配当を行う中外合弁企業の本質に反するのではという疑問もあり、そのような契約を締結するには足踏みする場合もあったが、今日においては、多くの実例を重ねて、そのようなベンチャー企業に戦略投資を行う日本企業も増えてきたといえる。

以上

中国の標準化領域の概観と今後の展望

～「国家標準化発展綱要」などの発表を踏まえて～

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel : 03-5220-8729

1. はじめに

中国では第13次5か年計画（2016～2020）開始に控えた2015年頃から標準化事業の改革実施に関する政策が国務院より公布され（図表1のNo.1）、「国家知的財産権戦略を深く実施する行動計画（2014～2020）」（国務院、2014年12月公布）と「新情勢下の知的財産権強国建設の加速に関する若干意見」（同2015年12月）などの知財強化戦略と相まって標準化発展に関する取り組みが多く分野にわたって実施され（図表1のNo.2～9）¹、昨年に始動した第14次5か年計画に合わせて標準化発展に関する新しい政策も相次いで公表・実施されている。中でも昨年10月には共産党中央と国務院から公表された「国家標準化発展綱要」（以下「発展綱要」）という総合的な標準化発展政策が注目されたのに加えて、同綱要が出た2か月後の昨年12月に国家標準化工作委員会を主とした10部門共同で公布した「“十四五”高品質な発展を推進するための国家標準システム建設計画」（以下「建設計画」）が最も重要かつ総合的な内容を含むものとして関心を引き起こしている。

「発展綱要」は第14次5か年計画の期間2025年までの標準化発展目標に加え、2035年までの目標設定がなされているのに対し、「建設計画」は新5か年計画期における標準化建設の目標と実施事業をより具体的に打ち出しており、いずれも重要な政策文書として注目に値する。実際中国では標準化による発展がすでに早い時期から政策文書に反映され、その取り組みがかなり進んでおり成果も多い。それは世界的な標準化の対象拡大や多様化の動向にも一致している。例えば、日本でも経産省や特許庁から近年標準化に関する戦略推進の専門文書や啓蒙資料及び研修教材など多数公表され、世界の潮流を紹介しながら自国の標準化発展に注力している（図表2）。標準化の対象分野はもはや従来の工業・建設分野を大きく超えて、サービス・マネジ

図表1 中国の標準化発展促進に関する政策展開の強化

No.	関連政策・計画の名称	公布機関	公布年月
1	標準化作業の深化の改革方案に関する国務院の通知	国務院	2015年3月
2	“一带一路”の標準化の連通の行動計画(2015-2017)	国家標準化管理委	2015年10月
3	国家標準化体系の建設発展計画(2016-2020年)	国務院弁公庁	2015年12月
4	工業と通信業の“十三五”技術標準体系建設方案	工信部弁公庁	2016年8月
5	鉄道標準化の“十三五”発展計画(2016-2020)	国家鉄路局	2017年2月
6	“十三五”技術標準と科技创新計画	科技部質検総局、国家標準委	2017年6月
7	“一带一路”の標準化の共同建設計画(2018-2000)	国家標準化管理委	2017年12月
8	工業・通信業標準化作業の“一带一路”建設へのために奉仕することに関する実施意見	工信部	2018年11月
9	国家の新一代の人工智能標準体系の建設指南	中央政府部門	2020年7月
10	国家標準の国際標準の採用に関する作業指南	国家標準化管理委	2021年1月
11	国家の産業標準体系に関する建設指南(智能交通関連) <意見徴収稿>	工信部、交通部国家標準化管理委	2021年2月
12	2021年全国標準化作業要点の通知	国家標準化管理委	2021年4月
13	国家標準化発展綱要	中共中央、国務院	2021年10月
14	エネルギー高消費業界の重点領域におけるエネルギー効率規範水準と基準水準(2021年版)	国家発展改革委	2021年11月
15	建材業界の智能製造標準体系の建設指南(2021版)	工信部、標準化管理委?	2021年10月
16	交通運輸標準化“十四五”発展計画	交通部	2021年11月
17	国家智能製造標準体系の建設指南(2021版)	工信部、標準化管理委	2021年11月
18	“十四五”標準物質建設管理の強化に関する指導意見	市場監督管理総局	2021年12月
19	“十四五”高品質な発展を推進するための国家標準システム建設計画	標準化管理委、科技部、工信部、商務部など10部門	2021年12月
20	工業インターネットの総合標準化体系の建設指南	工信部、標準化管理委	2021年12月
21	計量発展計画(2021～35年)	国務院	2022年1月
22	金融標準化“十四五”発展計画	人民銀、市場監督管理総局、銀保監会、証監会	2022年2月

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。(注) 同表はその他の関連策や地方別の関連政策などを含まない。

図表2 標準化の対象分野の拡大(イメージ図)



¹ 同時期には中国の産業技術を大きく底上げしようとする「中国製造2025」（国務院2015年5月）も打ち出されており、科学技術に関連する諸政策が集中的に制定・実施されていた。

メント分野、社会システム分野、SDGs 環境分野などにも拡張している。これは足元の第4次産業革命の進行、特に産業・経済のデジタル化やAI、IoT 技術の社会各分野への浸透拡大と強い関連があると思われる。

本稿は上記の「国家標準化発展綱要」と「“十四五” 高品質な発展を推進する国家標準システム建設計画」という政策文書の政策趣旨を紹介し、その戦略的な位置づけを手掛かりに近年の中国標準化発展の成果と課題を概観し、今後の中国標準化事業の方向性やそれに絡んだ日本との連携の可能性を展望する。

2. 「国家標準化発展綱要」の主旨概要と位置づけ及び新5か年計画期の標準化発展の政策目標

「国家標準化発展綱要」（以下「綱要」）はその公布元である中国共産党中央と国務院であることから最も重要なランクにある通達文書として位置づけられるが、以下では同綱要の骨子内容を紹介する。

<2025年までの目標>

2025年までに政府主導から政府・市場主導へ転換し、産業・貿易中心から経済・社会全域へ拡大させ、国内から国内・国際相互促進へと展開し、標準化は数量・規模よりも質を重視する。その結果、国の総合的競争力の向上を後押しし経済・社会発展を促進する、としている。

<2035年までの目標>

2035年までには、国際的互換性を備えた標準システムを整備し、政府の誘導のもと、企業が中心となり、社会が参加する、開放的・融合的な標準化作業構造を形成する、ことを目標としている。

また「綱要」は、実施事項として主要7大実施任務を定めている（図表3）。中でも（1）標準化と科学技術イノベーションの連携においては、人工知能

（AI）、量子情報、バイオテクノロジーなどの分野で、標準化研究を実施する。工業化と情報化の融合、次世代情報技術、ビッグデータ、ブロックチェーン、衛生・健康、新エネルギー、新素材など、応用が有望な技術分野で、技術研究・開発、標準研究・制定、産業普及を同時に展開し、新技術の産業化を加速する」とした。（2）産業の標準化

レベルの引き上げにおいては、「産業の最適化と高度化を推進する。ハイエンド装備製造の標準化『強基プロジェクト』を実施し、スマート製造、グリーン製造、サービス型製造の標準を整備し、産業最適化・高度化の標準群を形成し、一部分野の主要標準において産業発展の平均水準を適度にリードする。金融分野の科学技術、商品、サービスとインフラなどの標準を整備・普及させ、金融リスクを効果的に防止・解消する。先進的製造業と現代サービス業の融合的発展のための標準化を加速し、業界・分野を超えた総合的標準化を推し進める。ビッグデータと産業の融合的標準を確立・整備し、デジタルの産業化と産業のデジタル化を推進する」とした。（3）グリーン発展のための標準化保障の完全化においては、「炭素排出量のピークアウトやカーボンニュートラルの基準を確立・整備する。省エネルギー基準の更新・高度化を加速する。地域、産業、企業、製品等の炭素排出量の検証・算定標準の整備を加速する。重点産業・製品の温室効果ガス排出基準を制定し、低炭素製品標準表示制度を整える。再生可能エネルギーの基準を整え、生態系の炭素吸収源、炭素回収・利用・貯留の標準を研究・制定する。炭素排出量のピークアウト、カーボンニュートラルの標準化・アップグレードプロジェクトを実施する」としている。

図表3 「国家標準化発展綱要」の7大実施任務

- (1) 標準化と科学技術イノベーションの連携
- (2) 産業の標準化レベルの引き上げ
- (3) グリーン発展のための標準化保障の完全化
- (4) 都市と農村の建設と社会建設における標準化
- (5) 標準化の対外開放
- (6) 標準化の改革とイノベーション
- (7) 標準化発展の基盤強化

党中央・国務院(2021年10月)「国家標準化発展綱要」より抜粋作成

同綱要が出た2か月後の昨年12月に、国家標準化工作委員会を主とした10部門共同で「“十四五”高品質な発展を推進するための国家標準システム建設計画」（以下「建設計画」）を公布し、新5か年計画期における標準化建設の目標をより具体的に打ち出している（図表4）。特に6つの具体的な目標の中で4点ほど（③

図表4 “十四五”高品質な発展を推進するための国家標準システム建設計画の目標

<2025年までの6つの具体的な目標>

- ①**国家標準体系は全範囲をカバー**
農業、新興産業、工業、サービス業を含むすべての領域を有効にカバー
- ②**国家標準アーキテクチャの最適化**
国家標準体系の統一を図る
- ③**国家標準の品質レベルの向上**
国家標準の平均制定周期は18ヶ月以内に短縮し、再審査周期は平均5年に抑える。
- ④**国家標準の開放**
国際標準の転化率は85%以上、国際標準化機構技術機関の全国専門標準化技術委員会における対応度は85%以上とする
- ⑤**国家標準システムの建設能力強化**
国家レベルの標準検証検査測定点50個、及び国家技術標準革新基地50カ所を建設
- ⑥**国家標準の実施応用**
新たに500種類の標準化試験モデルを追加

中国国家標準化管理委、科技部、工信部、商務部など10部門公布(2021年12月)「“十四五”高品質な発展を推進する国家標準システム建設計画」より作成

～⑥）数値的なものになっているのが注目され、中でも「国際標準の転化率は85%以上に達し、国家標準の外国語版は国際協力交流の需要をよりよく満たす。国際標準化機構技術機関の全国専門標準化技術委員会における対応度は85%に達する。」との目標提示が5か年計画としては非常に前向きでまた野心的だとも言えよう。また5年後に「国家標準システムの建設能力は著しく強化され、標準化理論と科学研究能力はさらに強化され、標準化人材教育育成システムはさらに健全である。国家標準検証制度は基本的に確立され、国家レベルの標準検証検査測定点50個を建設し、国家技術標準革新基地50カ所を建設する。」といった標準化のための制度整備の完成を目指す計画目標が政策推進の重要性と緊迫性を同時に窺わせていえると思われる。なお、「建設計画」では合わせて9大重点領域において32項目の国家標準体系の整備を指示・要求している²。

特に「発展綱要」のポイントは、政府主導の標準づくりから、市場との対話を重視する方向に転換すること、標準化を産業だけでなく経済社会の全般に広げていくこと、国内と国際の双方向で標準化を促進することなどであり、国際標準化については、国際標準を中国でも積極的に採用し、中国と外国との標準の相互承認を進めることで中国標準と国際標準の一致度を高めるとしており（2025年には国際標準を中国標準に転化する率を85%以上に高める目標提示）、「つまり中国の標準を世界に広めていくのではなく、逆に国際標準に中国が合わせていく、ということが書いてあるのだ」とも見られている³ので、今後デジタルイノベーションやカーボンニュートラルを始め、最先端の産業分野や技術領域の32項目の標準事業提起においてデジュールスタンダード（公的標準）だけでなく、デファクトスタンダード（事実上の標準）の中外協力事業も期待される⁴。

² 9大重点領域における32項目の国家標準体系の詳細は以下の通り。①農村農業領域：農業全産業チェーン標準、農業農村グリーン発展標準、農村ガバナンス標準。②食品消費材領域：食品安全と品質標準、消費財の品質安全標準、乳幼児と老人用品標準、医療用品標準。③製造業ハイエンド化領域：製造業のデジタル化転換（DX）標準、グリーン製造標準、ハイエンド設備製造標準、材料標準。④次世代情報通信技術産業とバイオテクノロジー領域：新型情報インフラ標準、基盤強化のためのハードウェア・ソフトウェア標準、ネットワークセキュリティ標準、バイオテクノロジー標準。⑤都市建設領域：都市の持続可能な発展標準、スマートシティ標準、都市部インフラ建設標準。⑥サービス業領域：生産性サービス業標準、生活性サービス業標準、公共サービス標準。⑦ビジネス環境の最適化領域：行政管理とサービス標準、市場主体保護と市場環境最適化標準、法執行監督管理標準、ビジネス環境評価標準。⑧突発的の公共安全事件対応領域：突発的の公共安全事件対応管理標準、応急物資管理標準、個人防護装備標準。⑨生態文明建設領域：自然資源標準、資源の高効率循環利用標準、生態環境標準、炭素ピークアウト・カーボンニュートラル標準。

³ 丸山知雄「“中国標準2035”のまぼろし」2022年02月07日 (https://www.newsweekjapan.jp/marukawa/2022/02/post-77_5.php)

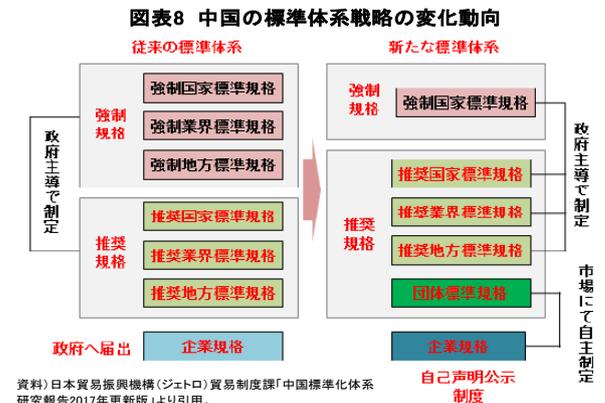
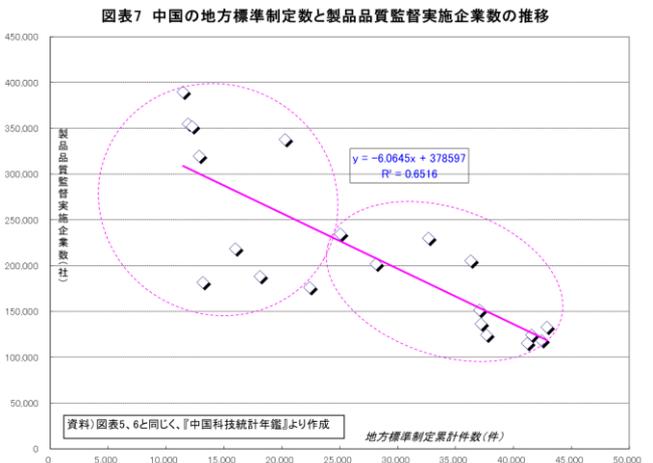
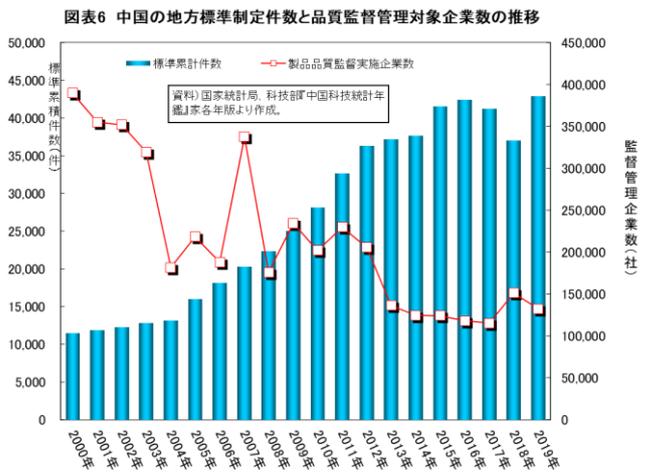
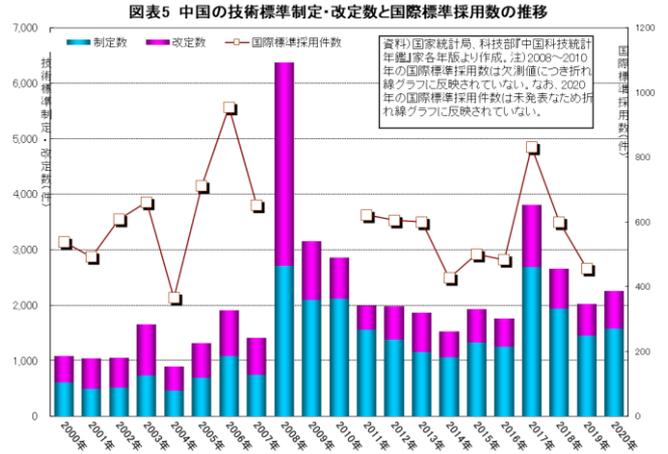
⁴ 例えば、『日経産業新聞』（2021.11.16）によると、豊田自動車が仮想人体モデル「THUMS」を世界標準（デファクトスタンダードを狙う）への育成に当たって今年1月に無償公開したが、8倍に膨らんだ利用企業や研究機関の多くは中国勢とみられることで中国における豊富な利用データの蓄積は同社の本件国際標準を目指す大きな武器になるとされているので中国の電気自動車メーカーや開発機構との連携が今後望まれるであろう。こ

3. 中国の標準化事業の成果と標準化推進の効果概観

中国の標準化政策の強化と多層的な取り組みの推進によって大きな成果が収められていることが暦年の中国政府の年度報告書だけでなく、関連の統計データからも読み取ることができる。

図表 5 は中国の技術標準の制定数と改定数の推移を示している。2001年～08年までは制定件数よりも改定件数の方が多かったが、それ以降制定件数が改定件数を上回り（前者は後者の2倍以上）、国際標準の採用件数も年間400～600件で増加してきている。地方レベルの標準制定も累計数では近年緩やかな増加傾向を示しているが（図表6）、政府による製品品質監督実施企業数が減少傾向にあり、標準制度の整備強化が工業製品の品質向上に寄与することを伺わせる。図表7による地方標準制定件数と製品品質監督実施企業数の負の相関関係が示されたことは統計的に標準制定の強化が企業の製品品質の向上に役に立ち、行政による監督実施の行政負担が軽減できることを物語っていると見てよからうと思う。

無論、2015年以降に進められてきた標準化改革も中国の標準化発展に促進的な役割を果たしたことも看過できない。2015年3月に「標準化作業の深化の改革方案」（図表1のNo.1）が公布され、中国標準化の改革事業が始められたが、2018年1月から1989年4月1日から施行されてきた「中華人民共和国標準化法」が大きな改定を経て施行され、中国の標準化発展に大きな促進効果が与えられた。新しい標準法では標準の制定機関により、標準を、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準に区分されている（図表8）。また強制的な標準（「強制性標準」）は従来の複数項（国家、地方、企業）から国家標準規格だけに集約され、規制緩和が大きく図られた。また、2015年に通達された上記の「標準化作業の深化の改革方案」でも外資企業の中国制定への参与に対し一層緩和することを明確にし、2017年1月には「対外開放の拡大、外資の積極的な利用の若干措置についての通知」を公布し、内資・外資企業が公平に中国の標準化作業に参与することへの奨励も明確にされた。



のほか、日本企業の保有する特許が中国の技術標準に組み込まれるケースもあれば、第三者の有する特許が組み込まれた技術標準を日本企業が実施するケースもあり得るのでそれにちなむ日中間の提携事業も考えられよう。

中国標準化管理委員会から公表された「中国標準化発展年度報告」(2019年、2020年)では直近2年間における中国標準化発展の成果が詳しく紹介され、特に2020年版では多くの情報が提供され、中国の標準化発展の最新成果を知るには良い参考資料である。2020年版の「中国標準化発展年度報告」によると、2020年中国の標準システムの構造が次第に健全化され、政府制定による標準が持続的に最適化され、強制性標準が300余件整合・削減され、推薦性標準が持続的に最適化され、業界標準、地方標準がそれぞれ2,665件、5,411件廃止された。それに対し、市場自主制定の標準に活力が現れた。団体標準の公表数は前年比47.01%増え、企業標準が同9.8%増加した。また標準の国際化においても2020年、中国は新たに国際標準化組織(ISO)、国際電気標準会議(IEC)技術機構の主席、副主席6席、事務局4つを担当した。2020年、東北アジア、中独、中欧、中英などの標準化協力メカニズムは持続的に深化し、ダブル多国間標準化活動は累計50回余り開催され、また医療防疫、鉱業、船舶、電工、電子、航空宇宙、機械、建築などの分野にわたる国家標準の外国語バージョンの公布を209件認可した。2020年末現在、中国はすでにISO、IECの主席・副主席の75席、事務局の75席を引き受け、54の国、地域標準化機構と国際組織と97件の標準化双多国間協力文書に署名し、共に国家標準の外国語版930項を発表した。2020年中国は新エネルギー、新材料、量子計算、知能製造、電工電子などの領域で広範に国際協力を展開し、リチウム技術委員会(ISO/TC 333)、IEC電力場駅低圧補助系統技術委員会(IEC/TC 127)などの技術機構の役員職務と事務局を積極的に担当した。なお、「一帯一路」建設においても専門分野の規格協力、水利省及び国連工業開発機関との協力、小水力に関する国際規格の制定の推進、国連工業開発機関との協力、ISOにおける実験室設計技術委員会の設立の推進に尽力した。

具体例として、ロシア側と共同で「輸送類飛行機の室内音響設計の要求」、「汎用ポルトランドセメント」など8項目の中国セメント標準のモンゴル国家標準への転化を推進したこと、また準海外協力モデル、モンゴル国と協力してセメント標準モデル地区を建設し、パプアニューギニアと協力して冶金標準モデルプロジェクトを建設し、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどの国と協力して建設した農業標準化モデル地区で良好な国際協力の効果を得たと紹介されている。

なお、中国では標準の制定と利用に経済活動の促進や社会管理の効果も標準化発展年報で詳しく紹介されていることも注目するに値する。図表9に挙げられている9件の標準化活用の事例は主に経済・産業面に表れているもので、図表10に挙げられる10件の事例は標準化発展の社会公正・社会管理などに表れるもので標準化発展の強化促進は経済産業の効率化だけでなく、社会ガバナンスの効率化や透明性の向上にも役に立つことが示唆されている。最近、特にカーボンニュートラルの推進においても標準化適用や標準の導入活用が指向され、意義深いと思われる。これに関してはすでに制定した標準の活用と新標準の制定の両面において取り組み強化が見られている。

図表9 典型事例(2019年)

No.	典型事例
1	首都圏地域の協同発展の推進に寄与
2	Eビジネス製品の品質リスクの動的モニタリング体制をサポート
3	グリーン包装産業の持続可能な発展を後押し
4	中紡聯団体標準がグリーン製造のために基礎的な体制づくりに寄与
5	初めての人工知能工業応用国際標準が正式に立案
6	火力発電所の省エネ量に関する評価標準が産業の発展を支援
7	標準の相互承認による中ロ民間航空機の協同開発を促進
8	国家技術標準創新基地による科学技術イノベーションの成果標準化

国家標準化管理委員会「中国標準化発展年度報告(2019)」より作成

図表10 典型事例(2020年)

No.	典型事例
1	個人健康情報コード参考模型などの国家標準を正式公布
2	飲食分餐制国家標準と「飲食業サプライチェーン管理指南」国家標準を公布
3	居住地変更による貧困扶助の基本サービス標準(地方標準40余件制定、導入済各種標準計500余件)
4	個人情報安全国家標準が個人情報の保護をサポート
5	使い捨ての微生物分解食器、プラスチック買い物袋における国家標準支援
6	潮流制御器の統一による送電網の高水準発展の促進
7	標準検証で効果的に太陽光発電領域の国際標準の制定
8	“標準が市場に進出する”ことによる小商品の品質向上の促進
9	標準化による生活困難者層の救助体制整備の促進
10	金融商品サービスの国際標準化(開放、公平、公正、無差別な金融環境の整備)

国家標準化管理委員会「中国標準化発展年度報告(2020)」より作成

4. 中国の標準化発展の課題と将来展望（結びに代えて）

米欧日などと同様、中国においても標準化は本来知的財産権事業の発展に伴う重要な取り組みとして政策的に重要視されてきたものだが、昨今の第4次産業革命とデジタル経済の発展によってその取り組みが多様な分野に波及し、最近では特にスマート製造やグリーン工場の分野に拡大されている。直近の政策文書を見ると、スマート製造やグリーン工場にかかわる標準化発展の関連計画や指南手引きが国务院や発改委、工信部より多く公布されているが、困難や課題がないわけではなく、今後様々な対応策が必要であると思われる。

例えば、図表11に見るように、多くの分野にわたるグリーン製造分野の標準設定は立ちどころにでき

図表11 グリーン製造分野における中国の標準化建設状況（4大領域）

第1部 グリーン工場関連部分			第3部 グリーンサプライチェーン領域の関連標準		
標準名	区分	標準番号/制定状況	標準名	区分	標準番号/制定状況
グリーン工場評価通則	国家標準	GB/T 36132-2018	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 33635-2017
鋼鉄業界グリーン製造工場評価導則	業界標準	YB/T 4771-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39256-2020
セメント業界グリーン工場評価導則	業界標準	JG/T 2562-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39257-2020
ガラス業界グリーン工場評価導則	業界標準	JG/T 2563-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39258-2020
建設陶磁業界グリーン工場評価導則	業界標準	JG/T 2564-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	GB/T 39259-2020
衛生陶磁業界グリーン工場評価導則	業界標準	JG/T 2565-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
合成アンモニア業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2018	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	国家標準	研究中
石油精錬製造業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
石油天然ガス探掘業界グリーン工場評価導則	業界標準	HO/T 3512-2020	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
刺繍業界グリーン工場評価導則	業界標準	FZ/T 07004-2019	製造企業グリーンサプライチェーン管理導則	業界標準	研究中
第2部 工業情報化省グリーンデザイン製品の標準リスト			第4部 グリーン工業パーク部分		
標準名	区分	標準番号/制定状況	標準名	区分	標準番号/制定状況
生態設計製品評価通則	国家標準	GB/T 32161-2015	グリーン工場評価通則	国家標準	立案中
生態設計製品標識	国家標準	GB/T 32162-2015	鋼鉄業界グリーン園區評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 水性建築塗料	団体標準	T/CPCIF 0001-2017	鉄鋁業界グリーン園區評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 自動車タイヤ	団体標準	T/CPCIF 0011-2018 T/CRA 110011-2018	グリーン石化園區評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 複合肥料	団体標準	T/CPCIF 0012-2018	電子情報製造業グリーン園區評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 接着剤	団体標準	T/CPCIF 0027-2019	非鉄金属グリーン園區評価導則	業界標準	研究中
グリーン設計製品評価技術規範 ポリエチレン樹脂	団体標準	T/CPCIF 0028-2019	機械業界グリーン園區評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 水性木器塗料	団体標準	T/CPCIF 0029-2019	紡績業界グリーン園區評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 噴滴式肥料	団体標準	T/CPCIF 0030-2019	軽工業業界グリーン園區評価導則	業界標準	作成予定
グリーン設計製品評価技術規範 二硫化炭	団体標準	T/CPCIF 0031-2019	機械業界グリーン園區評価導則	業界標準	作成予定

資料) 中国電子技術標準化研究院、北京賽西認証有限公司「綠色製造標準化白書(2021版)」より作成。注) 第1部の関連標準数が最も多く(計223件)、第2部が2番目に多く(129件、第3部は28件、第4部は11件)リストアップされているが、ここでは便宜的に上位10件ずつ選択してご参考にご表した。

るものではなく、一定の時間と準備が必要であろう。また図表12もグリーン工場分野における中国の標準化建設はまだ発展途上であり、そのほとんどが今度の5か年計画内に形成されるものと考えて差し支えないであろう。一方、スマート製造分野でも世界的に標準化の競争や高機能半導体の供給不足が問題となり、中国が特に確立しようとする競争優位性が簡単に実現できにくい要素としてアメリカによる対中技術封鎖や包囲網の布陣を挙げることができよう。これまでの取り組みで中国の標準化発展に成果が上がってきていることは確かであるが、最も競争が激化しているのはグリーン製造やスマート製造分野の国際標準化であり、日米欧主要国と競合することは間違いない。

図表12 中国のグリーン工場における技術標準の整備動向

No.	業種	公布済	申請中	研究中	立案中	小計
1	鉄鋼	1	1	10		12
2	非鉄		17	10		27
3	石化	3	8	22		33
4	建材	4	2	29	7	42
5	機械		4		4	8
6	轻工		4	33	6	43
7	紡績	3	2	5		10
8	電子	17		11		28
9	造船		1		5	6
10	自動車		1			1
11	航空宇宙			1		1
12	船舶			2	8	10
13	総合	1		1		2
	総計	29	40	124	30	223

資料)「綠色製造標準化白書2021」より作成。

5G 分野の標準必須特許の取得シェアやこれまでの国際標準組織への標準提案件数シェア(図表 13)では中国が優位に立つが、今後のサプライチェーンにおける全体の競争態勢やデジタル産業発展の長期的な実力などを勘案すれば中国としても更なる挑戦が求められる。最近の中国の標準化発展の政策展開と具体的な目標提起から見れば中国は国際競争に打ち勝つ決意と綿密な戦略を備えている。

中国の標準化はすでに従来の範疇を超えて、中国社会の法治化、効率化を図る重要な政策手段となり、その動向が産業分野だけでなくあらゆる分野へ波及するとともに、競争競争だけでなく多分野における国際交流やビジネス協業も生み出すことになるであろう。

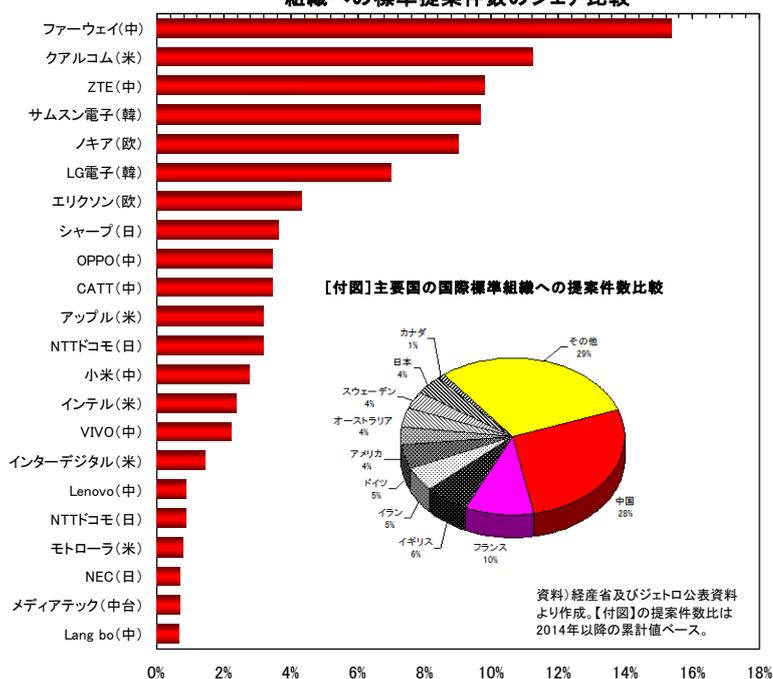
中国における標準化が直面している 5 つの課題についての研究⁵を紹介する。①業界標準、地方標準の数量が大きく、業界間、地方間の標準内容が競合的になること。②団体標準を代表とした市場標準は秩序ある監督管理に欠け、各種団体がこぞって標準作りに動き、技術指標と規範性及び品質が不統一の状況が生じやすく、市場競争力のある団体標準の育成発展に不利であること。③標準制改訂メカニズムの透明性は向上したが、市場主体、社会公衆と第三者機関は基準に対する重視度が高くなく、参加も不十分で、標準技術内容の先進性と適用性に影響を与えること。④標準の実施力は不十分で、標準実施に有効な手段が不足しており、また標準と計量、検査測定、認証承認などのワンストップサービス管理メカニズムが確立されていないため、標準実装のコストがかさむこと。⑤標準化管理システムの理論研究比較がまだ少なく、標準化理論体系がまだ整備形成されていないこと。

これらの課題に対応するために、様々な政策手段が必要であるが、中でも上述した昨年 12 月公布の「建設計画」などの実施効果に期待されるところが大きいと共に、今後標準のデジタル化事業も提言・強調されている⁶のでより効率的で合理的な発展の制度整備が期待されよう。中国におけるデジタル経済の発展と産業への DX の浸透によりこれまで積み上げてきた様々な標準がより利用されやすく、産業経済及び社会建設の発展により役立つよう標準化発展推進においてもより多くの取り組みやイノベーションの創出が期待される。

中国は今後も標準化をより多分野・また高水準に体制整備を図っていくことになるが、各分野の新 5 年計画が示されただけに、各分野における標準化発展がある一方、国全体の標準化発展の統合管理との協調的な発展が求められると共に、国際競争に対応する取り組みもこれまで以上に必要になることが予想される。その中で国際企業間の競争・競合だけでなく、協力と協業の可能性や潜在性も多く存在するのでビジネスにつながるチャンスも展望できよう。

以上

図表 13 5Gの標準必須特許の取得シェアと国際標準組織への標準提案件数のシェア比較



⁵ 靳宗振、魏同洋、張蘇雁「中国標準化治理体系的發展策略」、『科技導報』2020. 38 (5)。

⁶ 劉曦澤、王益誼、杜曉燕、李佳、車迪「標準數字化發展現狀及趨勢研究 (Development Status and Trend of Standards Digitization)」、『中国工程科学』2021 年 第 23 卷 第 6 期 (2021. 6. 14) など。

(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近2つ)
チャイナビジネスマンスリー	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	創刊号(2022/1/11) https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0145-XF-0105.pdf 第2号(二月号)(2022/2/8) https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0146-XF-0105.pdf 第3号(三月号)(本誌)
みずほインサイト&みずほリポート	みずほリサーチ &テクノロジーズ	不定期	「2022年の中国の経済政策方針～秋の党大会を前に「安定を第一」とした運営に」(2021/12/27) https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/insight/pdf/R208-0220-XF-0105.pdf 中国経済は今後も世界経済のけん引役となりうるのか～持続的成長の必要条件とチェックポイント(2022/2/2) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/report220202.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.115(21/10/14) 「米国の経済安全保障政策からの展望」 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2109-2110.pdf Vol.116(2022/1/6) 「新たな時代に向かう欧州」 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/globalnews/index.html
みずほ中国ビジネスエクスプレス	みずほ(中国) 中国アドバイザー部	週次	第594号(2022/2/11) 国家発展改革委員会、全国統一の電力市場体系建設の方針を発表 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0646-XF-0105.pdf 第595号(2022/2/21) 商務部、RCEP協定の着実な実行に向けた指導意見を発表 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0647-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ(中国) 中国アドバイザー部	月次	第118号(2021/12/24) 21年11月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0118-XF-0105.pdf 第119号(2022/1/25) 21年12月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0119-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ(中国) 中国アドバイザー部	不定期	中国自動車業界レポート(2022/1/21) 21年12月中国自動車業界状況 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0064-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/2/24) 22年1月中国自動車業界状況 https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0065-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

e-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮办公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One Hong Kong Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいささい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。